

(3) 社会資本整備総合交付金（仮称）の創設

1. 趣旨

地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を創設する。

2. 交付対象

都道府県又は市町村

3. 対象事業

国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

- （政策分野別）
- ①活力創出基盤整備
 - ②水の安全・安心基盤整備
 - ③市街地整備
 - ④地域住宅支援

4. 交付率

現行の事業で適用される国費率を基本（対応する現行事業がない場合は1／2）

5. 交付手続き

- （1）社会資本総合整備計画の提出
 - ・地方公共団体は、交付金の交付を受けて事業を実施しようとするときは、概ね3～5年を計画期間とする計画（分野毎）を策定し、国土交通大臣に提出
- （2）交付金の交付
 - ・計画に基づき、単年度交付限度額を算定して交付金を交付

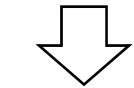
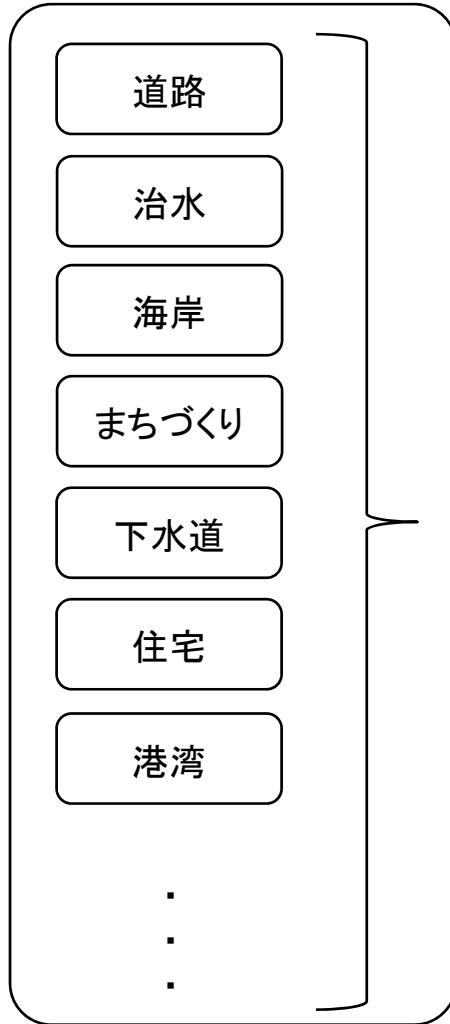
6. 使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- （1）これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- （2）計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能
- （3）客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）
 - ・各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表

注：継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置を別途講じる

社会資本整備総合交付金(仮称)の基本スキーム(イメージ)

<従来の補助金>



原則廃止

<新たな交付金>

(注)名称等は仮称である

